

選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市選挙事務取扱規程（昭和63年選管告示第6号）第14条及び第17条の7の規定に基づき、登別市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第19条に規定する選挙人名簿及び法第30条の2に規定する在外選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）について、法第28条の2、法第28条の3及び法第30条の12に規定する選挙人名簿の抄本（以下「選挙人名簿抄本」という。）の閲覧に関する事務処理を定めるものとする。

(閲覧の申出書)

第2条 この要綱において「申出書」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第28条の2第1項（同条第9項において読み替えて適用される場合を含む。）の規定による選挙人名簿抄本の閲覧の申出を行う場合に委員会に提出するものであって、法第28条の2第2項第1号から第4号までに掲げる事項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）第3条の2第1項各号に定める事項を記載した文書
- (2) 法第28条の3第1項の規定による選挙人名簿抄本の閲覧の申出を行う場合に委員会に提出するものであって、同条第2項第1号から第5号まで及び規則第3条の3第1項各号に掲げる事項を記載した文書

(政治活動を目的とした閲覧の申請)

第3条 選挙人名簿抄本の閲覧（以下「閲覧」という。）の申出をする者（以下「申出者」という。）が、法第28条の2第1項に規定する政治活動（選挙運動を含む。）を目的として閲覧する場合において、申出書に添付すべき資料は、次の各号の区分によるものとする。

- (1) 申出者が公職の候補者になろうとする者（公職にある者を除く。）である場合には、規則第3条の2第2項第1号に規定する資料は、次のいずれかとする。この場合において、閲覧の申出ができるのは、当該申出者の公職に係る選挙区に関する部分に限るものとする。

ア 団体等による候補者選考会又は推薦会における推薦決定（選挙区名の記載があるもの）を示す書類

イ 政党等による公認決定（選挙区名の記載があるもの）を示す書

類

ウ その他公職の候補者となろうとしていることを示す書類（選挙区名の記載があるもの）で、次に掲げるいずれかのもの

（ア）政治活動用看板の証票の交付の確認ができるもの

（イ）当該申出者を後援する政治団体の設立届、異動届等の写し

（ウ）資金管理団体指定届、異動届等の写し

（エ）その他委員会が適当と認めるもの

（２）申出者が政党その他の政治団体である場合には、規則第３条の２第２項第２号イに規定する資料のほか、同号ロに規定する資料は、次のいずれかとする。

ア 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号。以下「規正法」という。）第９条に規定する会計帳簿の写し

イ 規正法第１２条の規定による収支報告書の写し

ウ 当該政治団体の異動届の写し

エ その他委員会が適当と認めるもの

（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧の申請）

第４条 申出者が法第２８条の３第１項に規定する政治又は選挙に関する調査研究を目的として閲覧する場合には、規則第３条の３第２項の規定に基づき申出書に添付すべき資料は、次のとおりとする。

（１）調査企画書（調査目的、調査方法、調査対象者、調査項目、調査開始から調査結果報告（公表）にいたるまでのスケジュールが示されたもの等）に類するもの

（２）その他委員会が適当と認めるもの

（閲覧の実施）

第５条 委員会は、申出者から申出書その他第３条又は前条に掲げる閲覧の申出に必要な書類のすべてが提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。

（閲覧者に対する本人確認）

第６条 委員会が規則第３条の２第４項第３号の規定により選挙人名簿抄本を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）が本人であることを確認するために照会する文書及び回答書は、別記様式第１号及び別記様式第２号によるものとする。

２ 規則第３条の２第４項第３号に規定する委員会が適当と認める書類は、本人であることが確認できる書類とする。

（閲覧の方法等）

第７条 閲覧者は、閲覧に当たっては、次の事項を遵守しなければならない

い。

- (1) 委員会の職員の立会いのもとで、委員会が指定した時間及び場所において閲覧を行うこと。
- (2) 選挙人名簿抄本の破損、汚損又は加筆をしないこと。
- (3) カメラ、カメラ付き携帯電話その他の機器による撮影をしないこと。
- (4) その他委員会の職員の指示に従うこと。

(閲覧事項の確認)

第8条 委員会は、閲覧者が閲覧した事項が申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。

(閲覧の中止)

第9条 委員会は、閲覧者が第7条に定める事項を守らない場合には、直ちに閲覧を中止させることができる。

(閲覧の拒否)

第10条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときとは、次の場合をいう。

- (1) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から当該行為等の被害者保護の支援措置の実施を求めた者について閲覧の申出があったとき。
- (2) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

(公表の時期等)

第11条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表は、毎年4月に行うものとする。

2 前項の公表は、告示によるものとし、その方法は、市の公告式条例(昭和28年条例第19号)の例により行うものとする。

(文書保存年限)

第12条 申出書その他関係書類の保存は、登別市選挙管理委員会事務局規程(平成2年選管告示第27号)に定めるところによる。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第13条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(永久選挙人名簿抄本の閲覧に関する内規の廃止)
- 2 永久選挙人名簿抄本の閲覧に関する内規（昭和60年委員会議決）は、
廃止する。

別記様式第1号（第6条関係）

登 選 第 号
年 月 日

閱 覧 者
（住 所）
（氏 名）

登別市選挙管理委員会
委員長

選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について（照会）

選挙人名簿抄本を閲覧するに当たり、公職選挙法施行規則第3条の2第4項第3号により、あなたが閲覧者本人であることを確認する必要がありますので、別紙により回答してください。

（注）閲覧する際には、別紙回答書及び本人確認ができるものを必ず持参してください。

別記様式第2号（第6条関係）

回 答 書

登別市選挙管理委員会から 年 月 日付登選第 号により照会のあったことについて、私は、選挙人名簿抄本を閲覧する閲覧者本人であることに相違ありませんので、その旨回答します。

年 月 日

登別市選挙管理委員会
委員長 様

住 所
氏 名

印